

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 大平町、岩舟町及び藤岡町(以下「3町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項
- (事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する町におく。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 委員の定数は、3町の長が協議して定める。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項第1号の規定により委員となるべき者の中から3町の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 3町の長
- (2) 3町の助役
- (3) 3町の議会の議長及び副議長
- (4) 3町の議会の議員のうち3町の議会の議長がそれぞれ指名した者

- 2 前項に定める者のほか、3町の長が協議し、学識経験を有する者を協議会の委員とすることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(幹事会)

第 11 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他幹事会に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(職員)

第 13 条 協議会の事務に従事する職員は、3 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、3 町が協議して負担する。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、3 町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年5月1日から施行する。